第８次大阪府医療計画の中間評価等の実施について

資料６－１

１．医療計画の概要



・ 国の基本方針に即し、地域の実情に応じて、５疾病５事業及び在宅医療を中心に、医療体制に関する大阪府の施策の基本的方向性を策定している（医療法第30条の４）。
・ 現行の第８次大阪府医療計画の計画期間は、令和６(2024)年度から11(2029)年度までの６年間。
・ なお、現計画の一部である地域医療構想は、地域の医療提供体制全体の将来ビジョン・方向性等を定めることに伴い、第２次地域医療構想の策定後、令和９年４月以降は、医療計画の上位概念となり、医療計画はその実行計画として全体的な取組を定めることとなる。

２．中間評価・見直しの趣旨

・ 中間年となる令和８年度は、計画に基づき、疾病・事業ごとに取組状況や数値目標等の中間評価を実施し、必要な見直しを行う。
・「医師確保」、「外来医療」、「在宅医療」については、３年ごとに調査・分析・評価を行い、必要がある場合は、計画を変更するものとされている。医師確保計画や外来医療計画は、３年間の計画期間のため、令和８年度に後期計画を策定予定（医療法第30条の６）。



中間見直しの基本的な方針

３．中間見直しの基本的な方針

（１）国の方針等に基づく見直し

● 地域医療構想　… 国ガイドラインに基づき、**第２次地域医療構想を策定（医療計画の上位概念に位置付け）し、医療計画から削除**。
● 医師確保計画、外来医療計画 … 国ガイドラインに基づき、**後期計画を策定**。
● 基準病床数　… **一般・療養病床について構想策定に合わせて見直す**ほか、**精神病床について国から示された算定式の時点更新を踏まえて見直し**。一般・療養・精神病床について、**国の「病床数適正化緊急支援事業」に伴う削減**。
（※**適正化事業完了後、令和９年度上半期までに見直し予定**）
● ５疾病５事業及び在宅医療　… 国の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」に基づき、見直し。
〔精神医療：精神病床の基準病床数の算定式の見直し(時点更新)：現行計画15,992床 ⇒ 算定結果13,504床〕
〔在宅医療：連携の拠点等の役割の把握、多職種間連携、災害発生時に備えた体制整備 等〕

（２）中間評価（数値目標等の達成状況）を踏まえた見直し

・ 各指標の適合性や数値目標等の達成状況等を分析・評価し、計画の進捗を把握。
その上で、必要に応じて指標や目標値の見直し（追加・見直し・削除、目標値の再設定）や、施策の方向性等の見直しを検討。

（３）関連計画との整合や策定後の状況変化を踏まえた見直し

・ 府の関連計画（第３期ギャンブル等依存症対策推進計画、第３期アルコール健康障がい対策推進計画、第８期障がい福祉計画、高齢者計画2027等）との整合性を図り、目標値の設定等について検討（特に精神医療）。
・ その他、第８次医療計画策定後の状況変化を踏まえて、必要な見直しについて検討。

想定される見直し検討事項

4．想定される見直し検討事項

	分野・疾病事業	章・節	見直しにかかる基本的な考え方
（1）国の方針等に基づく見直し予定	基準病床数（一般・療養、精神）	第３章	・第２次地域医療構想や、精神病床の基準病床数の算定式の時点更新を踏まえて、見直しを検討 ・見直し時期は、病床数適正化緊急支援事業の完了後、令和９年度上半期まで
	地域医療構想	第４章 第10章	・国の策定ガイドラインを踏まえ、策定に向けて検討中 ・医療法改正に伴い、新構想が上位概念に位置付けられるため、策定時に第８次医療計画から削除
	外来医療（外来医療計画）	第５章	・国の策定ガイドラインを踏まえ、外来医療に係る調査・分析・評価を行うとともに、第２次地域医療構想とも整合を図り、後期計画を策定（外来医師過多区域を含む） ・かかりつけ医機能報告に基づく取組についても追記を検討
	在宅医療	第６章 第10章	・第２次地域医療構想や高齢者計画2027とも整合を図り、在宅医療の需要見込みの再設定や目標値見直し、医療と介護との連携にかかる取組について検討 ・国の指針改正を踏まえ、連携の拠点や積極的医療機関等の役割把握、災害発生時に備えた体制の整備等、府の役割について追記を検討（取組としては既に実施）
	医師（医師確保計画）	第９章 第１節	・国の策定ガイドラインを踏まえ、医師確保に係る調査・分析・評価を行い、後期計画を策定 ・第２次地域医療構想に基づく取組についても、構想の策定状況を踏まえ検討
（2）中間評価（数値目標等の達成状況）を踏まえた見直し	難病対策	第８章 第４節	・目標値のうち、「難病ポータルサイトのアクセス数」について、府ウェブサイトの集計方法の変更に伴い、評価基準の変更が必要
	アレルギー疾患対策	第８章 第５節	・目標値のうち、「アレルギーポータルサイトのアクセス数」について、府ウェブサイトの集計方法の変更に伴い、評価基準の変更が必要
	看護職員	第９章 第４節	・具体的な取組のうち、「特定行為研修修了者」の最終年目標値について、直近実績等を踏まえ、見直しの必要性について検討
（3）府の関連計画との整合や策定後の状況の変化を踏まえた見直し	精神疾患	第７章 第５節	・「ギャンブル等依存症対策推進計画」、「障がい福祉計画」等の改定内容を踏まえ、一部指標の最終年度目標値の設定等について検討
	災害医療	第７章 第７節	・大阪府の新たな被害想定に基づく対応の必要性について検討
	周産期医療	第７章 第９節	・プレコンセプションケアの推進、プレコンサポーターの活用に関する取組の追記検討
	薬事対策	第８章 第７節	・「健康サポート薬局」について、薬機法改正により令和９年５月より届出制度から認定制度となることに伴い、目標値の見直しを検討

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

令和6年12月３日新たな地域医療構想等に関する検討会資料(一部改)

参考資料

○　新たな地域医療構想について、令和７年度に国でガイドラインを検討･策定し、都道府県において、まず令和８年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討･策定した上で、それを踏まえ、令和９～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化･連携の協議等を行うこととしてはどうか。

○　新たな地域医療構想の内容について、基本的に第９次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、５疾病･６事業については、個別の事業の課題を第９次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

